

学校旅行総合保険

改定前 保険期間の開始日が2022年3月31日以前	改定後 保険期間の開始日が2022年4月1日以降
<p style="text-align: center;">学校旅行総合保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p> <p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p><a href="#">コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、</a>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注1) <a href="#">(注2)</a></p> <p>(注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま)であるものに限りま。</p> <p><a href="#">(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新型コロナウイルス感染症(注1)が同法第1章第6条第2項から第5項までに規定する感染症となった場合も対象とします。</a></p>	<p style="text-align: center;">学校旅行総合保険普通保険約款</p> <p>(中略)</p> <p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等) <a href="#">に規定する次のいずれかの感染症</a></p> <p><a href="#">①一類感染症</a></p> <p><a href="#">②二類感染症</a></p> <p><a href="#">③三類感染症</a></p> <p><a href="#">④四類感染症</a></p> <p><a href="#">⑤同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注1)</a></p> <p><a href="#">⑥同条第8項に規定する指定感染症(注2)</a></p> <p>(注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま)であるものに限りま。</p> <p><a href="#">(注2) 同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま。</a></p>